

令和3年度 協働のまちづくり支援金事業の概要について（辰野町）

1. 事業の趣旨

この事業は、「辰野町協働のまちづくり支援金事業補助金交付要綱」（平成19年辰野町告示第4号）に基づき、町民等による地域活動を行う団体が、町の活力や魅力の向上、地域の活性化につながる公共性の高い活動・事業を実施することに対して、その費用の一部を予算の範囲内で補助するものです。

2. 対象者

町民（隣組・町内会・区などの地域組織、企業、住民のグループ・ボランティア・NPOなどの団体）であって、町内において公共的活動又は地域の活性化に資する活動を営む団体

3. 対象事業

年度内（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）で地域活動団体が行う町の活力や魅力の向上、地域の活性化につながる公共性の高い活動・事業であること。ただし、辰野町第五次総合計画で区が策定した「地域計画」に基づいた事業については優先して採択します。

「地域計画」とは

町民一人ひとりが地域へ愛着を持ち、連帯感のある住みよいまちづくりを進めるために、区ごとに現状を把握し将来を見据え、協働による地域づくりの実現を目指した計画を言います。

○部門別の事業例

(1) 自然環境 ・生活環境部門	地域の自然環境を守り、生活環境の改善につながる活動 (事業例) 地域の美しい景観を保全する活動、空き家・空き地の有効活用、自然エネルギーやゴミなどの再資源化に関わる事業など
(2) 基盤整備部門	地域の特性を踏まえ、より快適・機能的な基盤整備につながる活動 (事業例) 地域の道路や水路などの整備など
(3) 産業振興部門	特産品の開発をはじめ既存の産業に活力をもたらし、これからの時代にふさわしい産業の振興を行う活動 (事業例) 町の新しい特産品づくり、交流体験観光などの実施、空き店舗の有効活用に関わる事業、農家の手作り加工品の製造など
(4) 保健 ・福祉部門	子育てや高齢者介護など、地域で支え合い助け合っていくための活動 (事業例) 子育てボランティア活動、高齢者介護など
(5) 教育文化部門	次世代を担う人材の育成や町民が心豊かに生きるための文化的活動 (事業例) 地域の歴史文化の保存・振興に関わる事業、ボランティア活動、地域スポーツ振興への取り組みなど

4. 内容など

- (1) 事業・活動を行うのに必要な経費（材料費、機材購入費、備品費、広告宣伝費など）を、予算の範囲内で、1団体40万円を限度として補助します。
- (2) 収益が発生する団体については、収入額分を差し引いた額を補助対象額とします。
- (3) 1団体への補助は、同一事業につき2回を限度とします。ただし、2回目についても継続事業として申請手続きは行っただうえで、初回の成果を勘案して審査します。

- (4) 補助金を受けようとする事業について、他の補助金等を受けていないこと（町から補助金を受けている団体からの補助を含む）。
- (5) ハード事業（建物や構造物の建設、設置及びこれらに附随する事業、また1件10万円を超える備品の取得）は対象経費の2分の1以内の額を交付します。
- (6) 事業内容の都合によって交付決定前に着手する場合、事前着手届けを提出してください。審査会により交付が決定した場合は補助対象経費として認められます。

5. 事業実施の流れ

(1) 事業計画書の提出

・受付期間 令和3年3月15日（月）～4月9日（金）まで

・提出先 辰野町役場2階 まちづくり政策課

※添付書類等を確認しますので事前にご連絡ください。

チェックリストがありますので、提出前に必要書類をご確認ください。

(2) 審査会

審査は団体へのヒアリングにより行います。審査結果は後日公表します。

※新型コロナウイルス感染拡大に伴い変更する場合があります。

(3) 補助金の交付決定と概算払いの交付

決定通知は審査会後速やかに責任者に対して文書でお送りします。

事業執行のために必要な場合、補助金の決定額の8割を限度として、申請により概算払いすることができます。残額は実績報告書提出後、確定した交付額により精算し交付します。

(4) 事業の執行

当初の事業計画に沿って事業を実施していただきますが、当初の計画を変更する場合、また補助対象経費が20%増減する場合には、必ず事前にご相談ください。

(5) 実績報告書の提出

事業完了後は速やかに実績報告書を提出してください。

提出期限は、事業完了後3週間以内とします。ただし令和4年3月4日（金）までに事業が完了しない場合も、見込みで提出していただきます。

(6) 補助金の交付

実績報告書の提出後、補助の対象となる事業費が確定した後に交付します。

審査会で必要と認めた事業については、現地確認を行う場合があります。

6. その他

- (1) 申請・事業に対するご相談やご不明な点がございましたらまちづくり政策課までお気軽にご相談ください。
- (2) 事業終了後に、事業総括書により実施事業の自己評価をしていただきます。
- (3) 本事業において2回採択された観光イベント等については、辰野町観光イベント等補助金のご活用をお願いいたします。詳細は辰野町役場産業振興課へお問い合わせください。
- (4) 支援金の振込先口座名義は原則、団体名又は団体の長とします。ただし、やむを得ず委任状を提出する場合はこの限りではありません。